

令和2年度答申第4号  
令和2年4月10日

諮問番号 令和元年度諮問第112号（令和2年3月3日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額認定処分に関する  
件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、P社（以下「本件会社」という。）が、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退共法」という。）10条5項の規定に基づき、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）の退職金を減額して支給することの認定申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、本件申請を認定する処分（以下「本件認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 中退共法2条3項は、この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約であって、特定

業種退職金共済契約以外のものをいうと規定し、同条6項は、この法律で「共済契約者」とは、退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約の当事者である事業主をいうと規定し、同条7項は、この法律で「被共済者」とは、退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約により機構がその者の退職について退職金を支給すべき者をいうと規定している。

- (2) 中退共法10条1項は、機構は、被共済者が退職したときは、その者に退職金を支給すると規定し、同条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合において、「厚生労働省令で定める基準」に従い厚生労働大臣が相当であると認めたときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる」と規定している。そして、上記の「厚生労働省令で定める基準」については、中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号。以下「中退共規則」という。）18条が、次のとおりとすると規定し、同条1号は「窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく損し、又は職場規律を著しく乱したことを掲げている。
- (3) 中退共規則21条1項は、共済契約者は、中退共法10条5項の認定を受けようとするときは、被共済者の退職事由が中退共規則18条各号の一に該当するものであることを明らかにした退職金減額認定申請書を、被共済者が退職した日の翌日から起算して20日以内に厚生労働大臣に提出しなければならない」と規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 本件会社は、機構との間で退職金共済契約を締結した共済契約者であり、審査請求人は、本件会社の従業員で、被共済者でもあった者である。

(退職金減額認定申請書)

- (2) 本件会社は、平成29年2月21日付けで、審査請求人が本件会社の就業規則105条3号（他人に対し暴行、脅迫を加え又は業務を妨害したとき）に該当するとして、審査請求人を懲戒解雇した。

(解雇通知書)

- (3) 本件会社は、平成29年3月13日、処分庁に対し、審査請求人の退職事由を「懲戒解雇（当社就業規則第105条1項第3号に該当）」、「飲酒運転による接触事故及び被害者に対する脅迫」として、本件申請をした。

(退職金減額認定申請書)

(4) 処分庁は、平成30年2月14日付けで、本件会社に対し、審査請求人の退職事由が中退共規則18条1号に該当し、中退共法10条5項の規定に基づき、その退職が審査請求人の責めに帰すべき事由によるものであり、退職金を減額して支給することが相当であると認定する処分(本件認定処分)をした。

(退職金減額認定申請書の認定欄)

(5) 審査請求人が機構に対し退職金の支給請求をしたところ、機構は、平成30年4月2日付けで、審査請求人に対し、本件会社が退職金減額認定書(本件認定処分があったことを証する書類)を添付して退職金の額の80パーセントを減額して支給するよう申出をしたことから、中退共法10条5項の規定により審査請求人の退職金の額の80パーセントを減額して支給することとした旨を通知した。

(退職金の支給について(ご通知))

(6) 審査請求人は、平成30年5月11日、審査庁に対し、本件認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和2年3月3日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、平成29年11月10日、自動車運転過失傷害、道路交通法違反及び脅迫の罪により有罪判決を受け同判決は確定しているが、同判決が確定したのは解雇後であるのに、本件会社が退職事由に飲酒運転のほかに接触事故及び脅迫を後付けしたこと、また、審査請求人は23年2か月働いており、支給された退職金の勤続年数にも納得がいかないことから、本件認定処分の取消しを求める。

### 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人は、平成29年2月7日、飲酒運転により対向車線を走る対向車と接触事故を起こし、当該対向車を運転する相手方を脅迫した。これらの行為について、審査請求人は、平成29年11月10日、自動車運転過失傷害、道路交通法違反及び脅迫の罪により懲役1年6月、執行猶予4年の有罪判決を受けている。

本件会社は、上記審査請求人の行為について、関係者から聞き取りを行った上

で、平成29年2月21日、賞罰委員会で委員相互の合意を得て、同日付けで、就業規則105条3号に該当することを解雇事由として審査請求人を懲戒解雇した。

上記により、審査請求人が飲酒運転による接触事故を起こしたことを契機として脅迫を行ったことを理由に懲戒解雇となったことが認められるから、これに反する審査請求人の主張は採用することができない。

また、審査請求人は勤続年数についても主張しているが、仮に勤続年数が審査請求人の主張するとおりであったとしても、本件認定処分の妥当性に影響を与えるものではない。

したがって、審査請求人が中退共法10条5項に規定する「その責めに帰すべき事由により退職」したと認定してした本件認定処分は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年3月3日、審査庁から諮問を受け、同月13日及び令和2年4月9日の計2回、調査審議をした。

また、審査請求人から、令和2年3月16日、主張書面の提出を受け、審査庁から、同月25日、主張書面の提出を、令和2年4月6日、資料の提出を受けた。

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件では、反論書が提出されずにその提出期限（平成30年10月28日）を10か月以上も徒過した後になってようやく審理員意見書が提出され（令和元年9月5日付け）、審理員意見書の提出から約半年を経過してから本件諮問（令和2年3月3日）がされた結果、本件審査請求の受付（平成30年5月11日）から本件諮問までに約1年10か月もの期間を要している。審査請求の進行管理の仕方を改善するなど、迅速な手続を確保することについて、審査庁における真摯な対応が求められる。

(2) 上記(1)で指摘した点以外では、一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件認定処分の適法性及び妥当性

(1) 中退共法10条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合において、「厚生労働省令で定める基準」に従い厚生労働大臣が相当であると認めたときは、機構は、厚生労働省

令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる」と規定し、中退共規則18条1号から3号までにおいて上記の「厚生労働省令で定める基準」が掲げられている（上記第1の1（2））。

処分庁は、審査請求人の退職事由が中退共規則18条1号に該当するとして、本件認定処分をした。

- (2) 本件では、審査請求人が飲酒運転をして交通事故を起こし、事故の相手方を脅迫したこと、これらの行為が本件会社の就業規則105条3号の解雇事由に該当するとして本件会社が審査請求人を懲戒解雇したこと、審査請求人がこれらの行為により自動車運転過失傷害、道路交通法違反及び脅迫の罪で懲役1年6月、執行猶予4年の有罪判決を受け、同判決が確定していることについては、審査関係人間に争いはない（解雇通知書、退職金減額認定申請に係る照会について（平成29年12月4日付け）、退職金減額認定申請に係る「回答書」（同月7日付け）、電話聴取書（同月15日）参照）。そうすると、審査請求人がした上記の行為が、中退共規則18条1号に規定する「刑罰法規に触れる行為」に該当することは明らかである。

本件会社は、本件申請において、審査請求人がした脅迫等により本件会社の信用を著しく失墜したと主張している（退職金減額認定申請に係る照会について（平成29年3月24日付け）の別紙参照）。この点について、審査庁は、当審査会からの照会に対し、「被共済者（審査請求人）は、交通事故の相手方に対し「島におれなくしてやる」と発言するなどして脅迫し、相手方は当該脅迫に強いショックを受け、業務遂行に支障が生じており、その旨が村関係者経由で共済契約者（本件会社）に伝えられている（退職するまで経緯）。また、当該脅迫は自らの飲酒運転による交通事故を隠蔽する目的でなされており（同）、これらを踏まえ、共済契約者（本件会社）の被用者である審査請求人は、自身の飲酒運転による交通事故を隠蔽する意図で事故の相手方を脅迫し、相手方に仕事ができなくなるほど強いショックを与えたことにより、共済契約者（本件会社）の信用を著しくき損したものと判断した。」と回答している（審査庁の令和2年3月25日付け主張書面）。その判断に不合理な点は認められない。

したがって、審査請求人の退職事由が中退共規則18条1号（刑罰法規に触れる行為により、当該企業の信用を著しくき損したこと）に該当するとしてした本件認定処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人の主張の趣旨は判然とはしないが、本件認定処分がその

要件を充足していることは以上で検討したとおりであって、本件認定処分の適法性及び妥当性を左右するものではない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹